

令和八年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 .....	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例 .....	2
島根県営住宅条例の一部を改正する条例 .....	3
公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を 改正する条例 .....	3
島根県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例 .....	3
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例 .....	4

令和 8 年 6 月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第80号議案

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員の給料の月額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 知事等の給料の月額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	1,290,000円	1,320,000円
副知事	1,010,000円	1,030,000円
教育長	810,000円	830,000円
常勤の監査委員	680,000円	700,000円

(2) 病院事業管理者の給料月額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
医師でない場合	810,000円	830,000円
医師である場合	1,010,000円	1,030,000円

(3) 行政委員会の委員等の報酬額の改正

区 分		改 正 前	改 正 後
教育委員会	委員	月額 192,000円	月額 197,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 38,900円	日額 40,000円
	その他の委員	日額 32,400円	日額 33,300円
人事委員会	委員長	月額 234,000円	月額 240,000円
	その他の委員	月額 192,000円	月額 197,000円
非常勤の監査委員	識見を有する者	月額 280,000円	月額 287,000円
	議会の議員	月額 109,000円	月額 112,000円
公安委員会	委員長	月額 234,000円	月額 240,000円
	その他の委員	月額 192,000円	月額 197,000円

労働委員会	会長	月額 234,000円	月額 240,000円
	その他の公益委員	月額 192,000円	月額 197,000円
	労働者委員及び使用者委員	月額 166,000円	月額 170,000円
収用委員会	会長	日額 38,900円	日額 40,000円
	その他の委員	日額 32,400円	日額 33,300円
海区漁業調整委員会	会長	日額 38,900円	日額 40,000円
	その他の委員	日額 32,400円	日額 33,300円
内水面漁場管理委員会	会長	日額 38,900円	日額 40,000円
	その他の委員	日額 32,400円	日額 33,300円

(4) 附属機関の委員等の報酬日額の支給限度額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
附属機関の委員等	13,500円	13,800円

3 施行期日

令和8年8月1日から施行する。

第81号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、地方活力向上地域における県税の特例等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用期間を2年間延長し、令和10年3月31日までとすること。

(2) その他規定の整理

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

## 第82号議案

### 島根県営住宅条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

県営住宅の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
湯町団地	松江市
向野田団地	浜田市

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第83号議案

### 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 参考人又は鑑定人に支給する費用に係る規定の整備
- (2) その他規定の整理

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第84号議案

### 島根県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

#### 1 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

次に掲げる一時保護委託者の登録等に関する基準を定めること。

- (1) 児童の権利及び行動の制限の禁止
- (2) 虐待等の禁止
- (3) 児童対象性暴力等の防止
- (4) 自動車を運行する場合の児童の所在確認
- (5) 児童の権利擁護
- (6) その他登録等に関する基準

## 3 施行期日

令和8年10月1日から施行する。

### 第85号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

## 1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

### (1) 改正の内容

ア 保育所及び認定こども園における保育士等の職員の配置基準について、当該保育所及び認定こども園に勤務する理学療法士等であって、子育てに関する知識及び経験を有するものを、1人に限り、保育士等とみなすことができること。

イ 認定こども園における主務保育教諭及び主務養護教諭の職の創設に伴う規定の整備

ウ 認定こども園における学級編制の基準を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げること。

エ ウについて所要の経過措置を設けること。

オ 保育所及び認定こども園における満3歳以上満4歳未満の幼児及び園児に係る保育士等の職員の配置基準について、当分の間、おおむね20人につき1人以上とすることができるとする特例の適用期限を、令和10年3月31日までとすること。

カ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

条 例 の 題 名	改正の内容
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びカ
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからエまで及びカ
島根県認定こども園の認定要件に関する条例	(1)のアからエまで及びカ
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(1)のオ及びカ

3 施行期日

公布の日から施行する。